

# ワカヤマソウリュウロゴマーク等

## 取り扱いマニュアル



## はじめに

有田川町観光協会では、ワカヤマソウリュウとその発見の地である有田川町の魅力を効果的に発信していくためロゴマークを作成いたしました。

デザインは絵本作家で、恐竜研究者としても著名なヒサクニヒコ氏です。ワカヤマソウリュウの大きな特徴である背びれや前向きに眼がつき両眼視していた可能性があることなどを表現しています。背中模様には「WAKAYAMA」の文字が隠れており、遊び心のあるデザインとなっています。

このワカヤマソウリュウロゴマークは皆さんにお使いいただけるロゴマークです。ワカヤマソウリュウや有田川町のPRとして、どんどんお使いください！

## ロゴマークに関する基本的な考え方

1. 使用料は**原則無料※**です。

※デザインガイドラインを外れて使用する場合は有料

2. 町観光協会だけでなく、**町民や法人・団体の皆様**もお使いいただけます。

3. 利用にあたっては**原則申請が必要**です。

※非営利目的の場合を除く

ただし、ワカヤマソウリュウロゴマークの使用にあたっては条件などがありますので、必ず以下の内容を確認の上、ご使用ください。

また、取り扱いに関しての詳細は、「ワカヤマソウリュウロゴマーク等取扱要領」（以下、取扱要領）や「ワカヤマソウリュウロゴマーク等デザインガイドライン」（以下、ガイドライン）をご確認ください。

## ロゴマークの種類

ロゴマークには A～C の 3 パターンがあります。詳細は「ワカヤマソリュウロゴマーク等デザインガイドライン」をご覧ください。

### ・ ロゴマーク A タイプ



### ・ ロゴマーク B タイプ



WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜

WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜

WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜

### ・ ロゴマーク C タイプ



WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜



WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜



WAKAYAMA SORYU  
和歌山滄竜

## 使用方法

例えば下記のような使用が可能です。その他にも様々な場面でお使いいただけます。

学校	ポスター、プリント、ホームページ
町内会・自治会	回覧板、ポスター
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター
企業	名刺、ポスター、ホームページ
個人	手紙・はがき、メール、SNS
商品 ※要申請	Tシャツ、文房具、シール、缶バッジ、LINE スタンプ

## ロゴマークの取扱い条件

### 1. ロゴマークのデータについて

有田川町観光協会ホームページより画像データ（png ファイル）をダウンロードして使用してください。ai ファイルが必要な方、インターネットが利用できない方については、有田川町観光協会事務局までお問い合わせください。

### 2. ロゴマークのガイドラインについて

- ・最小サイズの指定
- ・カラーの指定
- ・比率の変更はしない

といったロゴマーク利用にあたっての基本的な取り決めに記載しています。

ロゴマークの使用にあたっては、このガイドラインを遵守してください。

### 3. 申請が不要になる場合

以下の項目に該当する場合は、申請不要でロゴマークを使用できます。

- (1) 有田川町観光協会が使用するとき。
- (2) 有田川町（行政委員会を含む。）が使用するとき。
- (3) 和歌山県（行政委員会を含む。）が使用するとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (7) 有田川町内の町会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (8) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (9) その他観光協会会長が使用を適当と認めたとき。

#### 4. 使用できない場合

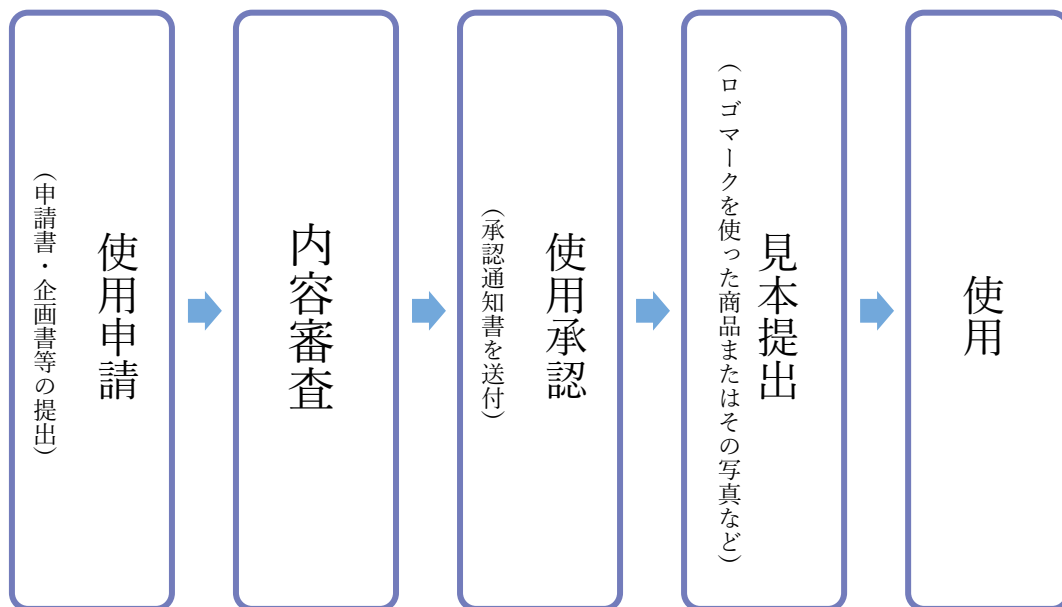
以下の項目に該当する場合は、ロゴマークの使用はできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 有田川町や観光協会の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) デザインガイドラインに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (7) その他観光協会会長が使用について不適切であると認めたとき。

## 申請手続き

「ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認申請書」(有田川町観光協会ホームページよりダウンロードしてください)により、事前に使用申請を行っていただく必要があります。また、使用期間の上限は原則として5年間で、期間満了後は再度お手続きをいただく必要があります。

### 使用申請手続きの流れ



※デザインガイドラインを変更して使用したい場合は制作者の監修が必要になります。制作者に監修を依頼する際は制作者にロイヤリティ料を支払う必要があります。(詳細はお問合せください)

## その他の注意事項等

- ロゴマークに関する著作権は制作者ヒサクニヒコに帰属します。
- 取扱要領に違反したときや、不正な手段により使用の承認を受けた時等には  
ロゴマークの使用ができなくなる場合があります。
- 使用者がロゴマークの使用によって、生じる問題・トラブル等について、有田川町観光協会は一切関知しません。また、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、有田川町観光協会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。
- ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。予めご了承ください。

## 申請・問い合わせ先

有田川町観光協会事務局（有田川町役場 商工観光課内）

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原 136-2

TEL：0737-22-4506

FAX：0737-32-9555